

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であって、次号に規定するものを除く。)及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第五号の端末系伝送路設備を除く。)を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 第五条第二項に規定する電気通信事業者の電気通信設備にその一端が接続される端末系伝送路設備であって他の一端が当該電気通信事業者の利用者(電気通信事業者を除く。次条において同じ。)の使用に係る端末設備に接続されるものを識別するための電気通信番号は、別表第一第五号に定めるものとする。

三 携帯電話 ◆追加◆に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 無線呼出しの役務(当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。)に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 第八号に定めるものとする。

六 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務(当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限り。)に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 第九号に定めるものとする。

2 前項第三号 及び第四号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備(前項第一

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であって、次号に規定するものを除く。)及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第五号の端末系伝送路設備を除く。)を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 第五条第二項に規定する電気通信事業者の電気通信設備にその一端が接続される端末系伝送路設備であって他の一端が当該電気通信事業者の利用者(電気通信事業者を除く。次条において同じ。)の使用に係る端末設備に接続されるものを識別するための電気通信番号は、別表第一第五号に定めるものとする。

三 携帯電話 又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

◆削除◆

四 無線呼出しの役務(当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。)に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 第七号に定めるものとする。

五 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務(当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限り。)に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 第八号に定めるものとする。

2 前項第三号 ◆削除◆に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備(前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規

号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話 ◆追加◆に係る端末系伝送路設備、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせるもの(同一の種類を組み合わせるものを含む。))を識別するための電気通信番号は、別表第一 第十号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一 第十一号に定めるものとする。

三 電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、総務大臣が別に告示する電気通信番号とする。

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話 ◆追加◆に係る端末系伝送路設備 又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備)に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話 若しくはPHSに係る端末系伝送路設備 ◆削除◆又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせるもの(同一の種類を組み合わせるものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一 第九号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一 第十号に定めるものとする。

三 電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、総務大臣が別に告示する電気通信番号とする。

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備 又は同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話 若しくはPHSに係る端末系伝送路設備 ◆削除◆に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

(データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

(データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 **第十二号**に定めるものとする。

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一 **第十一号**に定めるものとする。

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）
第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一 **第十三号**に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）
第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一 **第十二号**に定めるものとする。

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

（プレフィックス）
第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。
一 国際プレフィックス（国際電気通信連合条約に基づく勧告に規定する国番号から始まる電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇一〇とする。
二 国内プレフィックス（第九条第一項（**第六号**を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

（プレフィックス）
第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。
一 国際プレフィックス（国際電気通信連合条約に基づく勧告に規定する国番号から始まる電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇一〇とする。
二 国内プレフィックス（第九条第一項（**第五号**を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

- 本則 -

施行日：平成26年 4月 1日

第三章 電気通信番号の指定に係る手続
（電気通信番号の指定の申請）
第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 電気通信番号を必要とする理由
二 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
四 電気通信番号を管理する方法
五 ネットワーク構成図（他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示したものをいう。）
六 別表第二に規定する要件を確認できる事項

第三章 電気通信番号の指定に係る手続
（電気通信番号の指定の申請）
第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 電気通信番号を必要とする理由
二 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
四 電気通信番号を管理する方法
五 ネットワーク構成図（他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示したものをいう。）
六 別表第二に規定する要件を確認できる事項

(第十一条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。)

七 別表第三に規定する要件を確認できる事項
(第九条第二項又は第十条第二項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合に限る。)

八 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号の指定のため特に必要な事項

3 次に掲げる場合にあっては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号 **又は第四号**に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 第十条第一項第二号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

4 第二項各号に掲げる事項又は前項の規定により届け出た事項について変更する場合は、様式第三により、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第四に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(第十一条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。)

七 別表第三に規定する要件を確認できる事項
(第九条第二項又は第十条第二項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合に限る。)

八 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号の指定のため特に必要な事項

3 次に掲げる場合にあっては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号 **◆削除◆**に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 第十条第一項第二号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

4 第二項各号に掲げる事項又は前項の規定により届け出た事項について変更する場合は、様式第三により、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第四に規定する軽微な変更については、この限りでない。

- 本則 -

施行日：平成26年10月1日

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話 **◆追加◆**の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別す

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話 **又はPHS**の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別す

るための電気通信番号を変更することなく携帯電話 ◆追加◆の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話 ◆追加◆の役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

るための電気通信番号を変更することなく携帯電話 又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話 又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

- その他 -

施行日：平成26年 4月 1日

別表第一
第一号（第5条第1項関係）

00X1X2（X1は0、2及び9を除く。）又は002Y1Y2
ただし、X1X2及びY1Y2は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第二号（第5条第2項関係）

0091N1N2
ただし、N1N2は、総務大臣の指定により第5条第2項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第三号（第7条関係）

第1けた目から第3けた目までが「100」である14けたの二進数字
ただし、第4けた目から第14けた目までは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第四号（第8条関係）

44M1M2M3から始まる15けたを超えない十進数字
ただし、M1M2M3は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第五号（第9条第1項第2号関係）

91CDEから始まる13けたを超えない十進数字
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第2項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第六号（第9条第1項第3号関係）

70CDEFGHJK（Cは0、5及び6を除

別表第一
第一号（第5条第1項関係）

00X1X2（X1は0、2及び9を除く。）又は002Y1Y2
ただし、X1X2及びY1Y2は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第二号（第5条第2項関係）

0091N1N2
ただし、N1N2は、総務大臣の指定により第5条第2項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第三号（第7条関係）

第1けた目から第3けた目までが「100」である14けたの二進数字
ただし、第4けた目から第14けた目までは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第四号（第8条関係）

44M1M2M3から始まる15けたを超えない十進数字
ただし、M1M2M3は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。
第五号（第9条第1項第2号関係）

91CDEから始まる13けたを超えない十進数字
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第2項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第六号（第9条第1項第3号関係）

70CDEFGHJK（Cは0 ◆削除◆を除

電気通信番号の種別	要件	電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	<p>1 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。5の項要件欄8を除き、以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>2 第5条第1項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。</p> <p>3 第5条第1項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。</p>	1 第5条第1項に規定するもの	<p>1 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。5の項要件欄8を除き、以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>2 第5条第1項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。</p> <p>3 第5条第1項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。</p>
2 第5条第2項に規定するもの	<p>1 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>2 第5条第2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。</p> <p>3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。</p>	2 第5条第2項に規定するもの	<p>1 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>2 第5条第2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。</p> <p>3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。</p>
3 第7条に規定するもの	<p>1 国際信号網における信号局の機能を有する設備を設置すること。（注1）</p> <p>2 上記1の設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。</p>	3 第7条に規定するもの	<p>1 国際信号網における信号局の機能を有する設備を設置すること。（注1）</p> <p>2 上記1の設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。</p>
4 第8条に規定するもの	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。	4 第8条に規定するもの	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。
5 第9条第1項第1号に規定するもの（注2）	<p>1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「事業用電気通信設備の自己確認」という。）を行っていること。（注3）</p> <p>3 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>4 指定を受けようとする番号区画について相当程度の需要が見込まれ、そのための電気通信役務の提供計画に確実性が</p>	5 第9条第1項第1号に規定するもの（注2）	<p>1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「事業用電気通信設備の自己確認」という。）を行っていること。（注3）</p> <p>3 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>4 指定を受けようとする番号区画について相当程度の需要が見込まれ、そのための電気通信役務の提供計画に確実性が</p>

	<p>あること。</p> <p>5 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>6 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>7 上記1から6までを満足させるための機能を端末設備に委ねている場合には、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であって、電気通信事業者以外の者をいう。）が自ら端末設備の設定を変更することを無効とする技術的措置等を講ずること。</p> <p>8 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用（他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。）して電気通信役務を提供する場合において、上記1から7までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。</p>	<p>あること。</p> <p>5 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>6 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>7 上記1から6までを満足させるための機能を端末設備に委ねている場合には、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であって、電気通信事業者以外の者をいう。）が自ら端末設備の設定を変更することを無効とする技術的措置等を講ずること。</p> <p>8 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用（他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。）して電気通信役務を提供する場合において、上記1から7までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。</p>
<p>6 第9条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>	<p>6 第9条第1項第2号に規定するもの</p> <p>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>	<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p> <p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p>8 第9条第1項第4号に規定す</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電</p>	<p>8 第9条第1項第4号に規定す</p> <p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信</p>

<p>るもの</p>	<p>気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。)を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>	<p>るもの</p>	<p>号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
<p>9 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>	<p>9 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p>
<p>10 第9条第1項第6号に規定するもの</p>	<p>電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p>	<p>10 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>1 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。)を満たしていることの確認が行われていること。</p>
<p>11 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>1 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。)を満たしていることの確認が行われていること。</p>	<p>11 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>1 呼制御機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 総合品質を満たすこと。(注4)</p> <p>4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。</p>
<p>12 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>1 呼制御機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 総合品質を満たすこと。(注4)</p> <p>4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。</p>	<p>12 第10条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 サービス制御機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p> <p>2 電気通信役務の提供のための機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p> <p>3 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
<p>13 第10条第1項</p>	<p>1 サービス制御機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p>	<p>13 第12条に規定するもの</p>	<p>パケット交換によるデータ通信を行うための設備を設置すること。</p>
<p>13 第10条第1項</p>	<p>1 サービス制御機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p>	<p>14 第13条</p>	<p>メッセージ交換を行う機能を有する設備を設置すること。</p>

第3号に規定するもの	2 電気通信役務の提供のための機能を有する設備を設置すること（総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。）。 3 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。	に規定するもの	注1 国際信号網は、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式の信号情報を転送するための信号網であって、メッセージ転送部において国際信号局コードを用いる場合に限る。 2 無線呼出しに係る指定については、「要件」の欄の5及び6を除く。 3 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。 4 総合品質の測定については、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。
14 第12条に規定するもの	パケット交換によるデータ通信を行うための設備を設置すること。		
15 第13条に規定するもの	メッセージ交換を行う機能を有する設備を設置すること。		
注1 国際信号網は、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式の信号情報を転送するための信号網であって、メッセージ転送部において国際信号局コードを用いる場合に限る。 2 無線呼出しに係る指定については、「要件」の欄の5及び6を除く。 3 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。 4 総合品質の測定については、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。			

- その他 -

施行日：平成26年 4月 1日

様式〔省略〕	様式〔省略〕
--------	--------

- 改正法・附則・題名- ～平成26年 1月15日 総務省令 第2号～

施行日：平成26年 4月 1日

◆追加◆	附則（平成二六・一・一五総務令二）抄
------	--------------------

- 改正法・附則- ～平成26年 1月15日 総務省令 第2号～

施行日：平成26年 4月 1日

◆追加◆	<p>（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、電気通信番号規則第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。</p>
------	--

- 改正法・附則- ～平成26年 1月15日 総務省令 第2号～

施行日：平成26年 4月 1日

◆追加◆

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の電気通信番号規則第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。